

豊川市立桜木小学校 いじめ防止基本方針

豊川市立桜木小学校

1 いじめ防止についての基本的な考え方

いじめは、児童の人権及び名誉を著しく毀損するとともに、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるばかりでなく、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。

そこで、教職員が一致団結し、日ごろからささいな兆候を見逃さないように努めるとともに、学校全体で組織的に対応していかなければならない。

学校は、子どもたちが安心して楽しく学べる環境でなくてはならない。児童が、自己肯定感や自己有用感をもち、仲間とともに成長できるよう、道徳・特別活動をはじめ、学校教育活動全体で規範意識の向上を図ったり、集団のあり方について学習を深めたりする。

また、日ごろから関係機関との連携を密にし、情報の共有を図るなど、いじめの未然防止と早期解消に向けて取り組んでいく。

2 いじめ防止対策組織

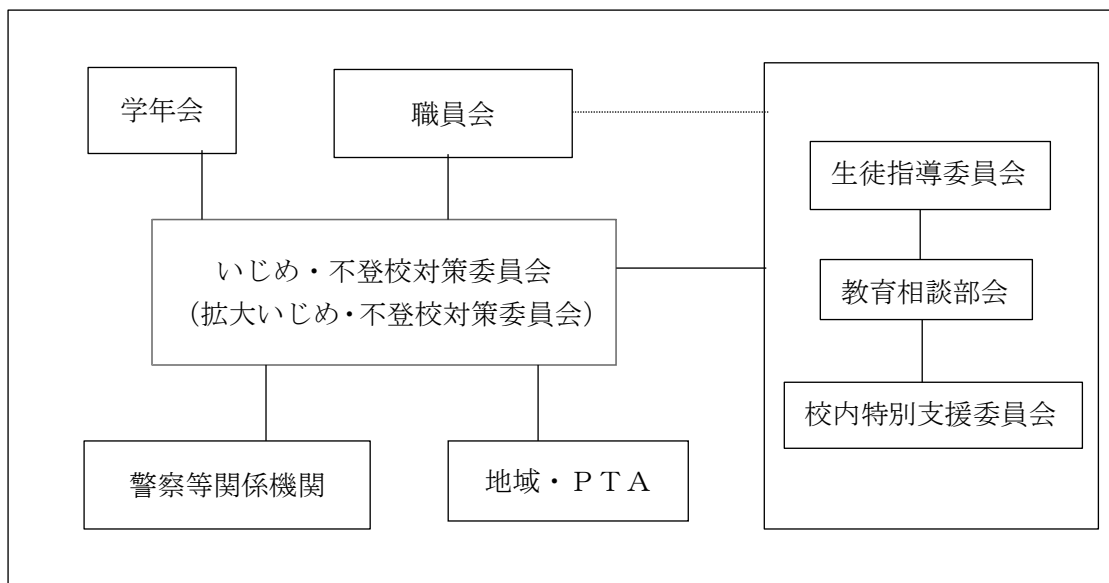
「いじめ・不登校対策委員会」を設置し、いじめの兆候をとらえ未然に防いだり、児童からの訴えに対し、迅速に対応したりする。

校長、教頭、教務主任、校務主任、学年主任、生徒指導主事、養護教諭等で構成し、必要に応じて、スクールカウンセラーなど心理の専門家を加える。

いじめが重篤な場合、学校運営協議会委員の中から、保護司代表、主任指導委員代表を構成員に入れ、「拡大いじめ・不登校対策委員会」を設置し、第三者的な意見を取り入れて円滑に対策を立てる。

(1) 「いじめ・不登校対策委員会」の役割

- ① 学校のいじめ防止基本方針に基づく取り組みの実施と進捗状況の確認
 - ・ 学校評価アンケートから、本校におけるいじめ防止対策の検証を行い、改善策を検討する。
- ② 教職員への共通理解と意識啓発
 - ・ 年度初めに、「いじめ防止基本方針」の周知と共通理解を図る。
 - ・ 生活アンケートや教育相談の結果を集約、分析、対策の検討を行う。
- ③ 児童や保護者、地域に対する情報の発信と意識啓発、意見聴取
 - ・ おたよりやホームページ等を通して、いじめ防止の取り組み状況や学校評価結果等を発信する。
- ④ いじめへの対処
 - ・ いじめがあった場合や、その疑いがあるという情報があった場合、正確な事実の把握に努め、問題解消に向けた指導・支援体制を組織する。
 - ・ 事案への対応は、メンバー構成を検討し、迅速に対応する。必要に応じて関係機関との連携を図る。
 - ・ 問題が解消した場合でも、その後の様子を見守り、継続的な指導・支援を行う。



3 いじめの防止等に関する具体的な取り組み

年度初めに「いじめ防止年間指導計画」を作成し、年間指導計画に従って教育活動を遂行し、いじめ防止に努める。

児童が発する小さなサインを見逃さないようにし、早期発見に努める。定期的にアンケート調査を実施するとともに、教育相談の時間を設け、子どもの悩みを受け取る。

(1) いじめの未然防止

- ① 児童同士のかかわりを大切にし、互いに認め合い、ともに成長していく学級づくりを進める。
- ② 児童の活動や努力を認め、自己肯定感を育む授業づくりに努める。
- ③ 教育活動全体を通して、道徳教育・人権教育の充実を図るとともに、体験活動を推進し、命の大切さ、相手を思いやる心の醸成を図る。
- ④ 情報モラル教育を推進し、児童がネットの正しい利用とマナーについての理解を深め、ネットいじめの加害者、被害者とならないよう継続的に指導する。

(2) いじめの早期発見

- ① 生活アンケートや教育相談を定期的実施し（年3回）、児童の小さなサインを見逃さないように努める。
- ② 教師と児童との温かい人間関係づくりや、保護者との信頼関係づくりに努め、いじめ等について相談しやすい環境を整える。
- ③ いじめ相談電話等、外部の相談機関を紹介し、児童が相談しやすい環境を整える。
- ④ チェックリストを作成し、定期的にチェック内容を確認することで、いじめの早期発見に努める。

(3) いじめへの対処

- ① いじめが発覚したら、「桜木小いじめ対応マニュアル」にしたがって対応する。

具体的な指導の内容は「いじめ・不登校対策委員会」を早急に開いて検討し、迅速に、組織で対応する。

- ② 被害児童を守り通すという姿勢で対応する。
- ③ 加害児童には教育的配慮のもと、毅然とした姿勢で指導や支援を行う。
- ④ 教職員の共通理解を図り、保護者の協力を得て、スクールカウンセラー等の専門家や、警察署、児童相談所等の関係機関と連携し、対応する。
- ⑤ いじめが起きた集団へのはたらきかけを行い、いじめを見過ごさない、生み出さない集団づくりを行う。
- ⑥ ネット上のいじめへの対応については、必要に応じて警察署や法務局等とも連携して行う。
- ⑦ いじめ解消の判断は、いじめに係る行為が止んでいる状態が相当期間（少なくとも3か月）継続していること、被害児童が心身の苦痛を感じていないこと（被害児童本人及び保護者に対し面談等で確認）とし、安易に解消の判断をしない。

4 重大事態への対処

児童の生命・心身又は財産に重大な被害があり、又は相当期間にわたり被害児童が欠席を余儀なくされたり、多人数によるいじめが相当期間継続したりするなどの重大事態への対応については、教育委員会へ発生の報告をし、学校が調査主体となった場合、次のようにする。

- ① 学校に重大事態の調査組織を設置
- ② 事実関係を明確にするための調査を実施
- ③ いじめを受けた児童及びその保護者へ適切な情報提供
- ④ 調査結果を教育委員会に報告
- ⑤ 調査結果を踏まえた必要な措置

桜木小いじめ対応マニュアル

いじめ・不登校対策委員会

指導手順の原則

- 1 いじめの発覚
↓
- 2 訴えを本人から確認
↓
- 3 学校の問題として捉え、校長を中心に対処策を検討
(いじめ不登校対策委員会の開催)
↓
- 4 家庭訪問で、保護者に事実を伝達
+
本人と保護者の前で、指導方針の確認
↓
- 5 具体的な指導
↓
- 6 保護者へ、指導経過を報告
↓
- 7 本人へ継続した声かけ、保護者へ継続した連絡